

府中市成年後見制度に係る報酬費用助成要綱

平成28年12月8日

要綱第138号

(趣旨)

第1条 この要綱は、成年後見人等に対する報酬を負担することが困難である者に対し、当該報酬に係る費用の全部又は一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「成年後見人等」とは、成年後見人、保佐人、補助人、成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人のいずれかに選任された者をいう。

2 この要綱において「成年被後見人等」とは、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかに該当する者をいう。

3 この要綱において「保険者等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険者
- (2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険者
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施機関
- (4) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）による入所措置の実施機関
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による給付の決定機関
- (6) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付の実施機関
- (7) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による入所措置の実施機関

4 この要綱において「境界層該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第113条第4号に掲げる事由に該当する者
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第27条に規定する者

5 この要綱において「報酬付与の審判」とは、民法（明治29年法律第89号）第862条（同法第852条、第876条の3第2項、第876条の5第2項、

第876条の8第2項及び第876条の10第1項において準用する場合を含む。)及び家事事件手続法(平成23年法律第52号)第39条に基づき、家庭裁判所が行う報酬付与の審判をいう。

6 この要綱において「報酬付与審判対象期間」とは、家庭裁判所が報酬付与の審判書に記載した成年後見人等に報酬を与えるとした期間をいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱による助成の対象となる者(以下「本人」という。)は、成年被後見人等であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。ただし、市長が特に適当と認める場合は、この限りでない。

(1) 次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者(市内の施設等への入居、入所又は入院に伴って転入した者であって保険者等が府中市以外のものを除く。)

イ 市外の施設等への入所、入居又は入院に伴って転出した者であって保険者等が府中市であるもの

(2) 次のア及びイに掲げる要件を全て満たす者

ア 次の(イ)から(ロ)までに掲げる者のいずれかに該当にすること

(イ) 生活保護法による保護を受けている者

(ロ) 市町村民税非課税世帯に属する者

(ハ) 境界層該当者

イ 本人の成年後見人等による報酬付与の審判申立時及び第6条に規定する申請時において、預貯金、有価証券、保険契約その他の即時に現金化が可能な本人名義の資産の合計額が60万円以下の者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成の対象としない。

(1) 成年後見人等が、本人の配偶者又は四親等内の親族である場合

(2) 本人が、府中市以外の区市町村から受ける同様の助成金その他これに類するものを受けている場合

(助成対象費用)

第4条 この要綱による助成の対象となる費用(以下「助成対象費用」という。)は、報酬付与の審判により決定した報酬額(以下「報酬付与決定額」という。)に要する費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、報酬付与審判対象期間が12月を超える場合は、

助成対象費用の額は、報酬付与決定額を報酬付与審判対象期間の月数で除した額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じた額とする。

3 前2項に規定する助成対象費用は、本人につき、成年後見人等が数人あるときは、各々の報酬付与決定額を合算した額とする。

（助成金の額）

第5条 この要綱による助成金の額（以下「助成額」という。）は、予算の範囲内において助成対象費用の額とし、1月当たり20,000円を限度とする。

（助成の申請）

第6条 この要綱による助成を受けようとする本人（本人の成年後見人等（保佐人又は補助人にあっては、代理権を付与された者に限る。）を含む。以下「申請者」という。）は、申請書に次に掲げる書類を添えて、別に定める期間内に、市長に申請しなければならない。ただし、申請は、当該年度において1回に限るものとする。

- (1) 収支及び資産状況に関する申告書
- (2) 登記事項証明書の写し
- (3) 成年後見人等に対する報酬付与の審判書の写し
- (4) 報酬付与の審判の申立時に家庭裁判所に提出した書類の写し
- (5) 預金通帳、有価証券、保険証券その他の本人名義の資産の状況を確認することができる書類の写し
- (6) 保険者が府中市であることを証明する書類の写し（第3条第1号イに該当する者に限る。）
- (7) 第3条第1項第2号アに該当することが確認できる書類の写し
- (8) 前各号に規定するもののほか、市長が必要と認める書類

（助成金の交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の可否を決定したときは、通知書により申請者に通知するものとする。

（成年被後見人等が死亡した場合の特例）

第8条 市長は、次の各号のいずれにも該当する場合であって、市長が適当と認めるときは、本人の成年後見人等であった者に対し、助成金の交付を決定することができる。

- (1) 第6条の規定による申請を行う前に本人が死亡した場合
- (2) 死亡時において本人が第3条に規定する要件を満たす場合
- (3) 本人の遺留した資産から報酬付与決定額の一部又は全部を受領できない場合

2 前項の規定により助成金の交付を決定するときは、第5条から第7条までの規定を準用する。この場合において、本人の遺留した資産から報酬付与決定額の一部を受領できる場合は、当該報酬付与決定額に不足する額を助成対象費用とする。

(助成金の請求)

第9条 前2条の規定により助成金の交付の決定の通知を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、請求書により市長に助成金を請求するものとする。

(変更の届出)

第10条 助成決定者は、申請した内容に変更が生じたときは、変更届に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

(助成決定の取消)

第11条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条による助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成の決定を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(助成金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取消した場合であつて、当該取消しに係る部分について既に助成金を交付しているときは、助成決定者に助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(様式)

第13条 この要綱の施行について必要な様式は別に定める。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年12月8日から施行する。